

平成 27 年（2015 年）8 月 5 日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市市民公益活動推進委員会  
会 長 中 川 幾 郎

市民公益活動推進条例に基づく制度の見直し等について（答申）

平成 26 年（2014 年）9 月 1 日付、豊市コ第 536 号で諮問のあった市民公益活動推進条例に基づく制度の見直し等について、本委員会の意見を別紙のとおりまとめましたので答申します。

## 1. 市民公益活動への助成について

市では、様々な社会的諸課題の解決のために活動している市民公益活動団体への支援の一環として、事業の実施に必要な経費の一部を助成してきました。

ここ数年において、申込み件数が大きく伸びていることから、助成金制度としては一定の認知度を得てきたと評価できます。その背景としては、市民活動情報サロンで申込み書類の作成方法をアドバイスしたり、マネジメント講座と連動させたりするなど、市民活動団体やこれから活動をスタートしようとする市民が応募しやすい仕組みをつくってきたことが考えられます。

また、助成金を既に受けたことのある団体とこれから申し込む団体との交流会を実施して、団体間同士の情報交換やスキルアップの場づくりを行ってきたことなども、助成金制度が拓がった要因と考えます。

しかし、課題としては、文化芸術分野の申込みが増加傾向にある一方で、社会福祉や保健医療など、時代のニーズに対応した分野の申込みが少ないことがあげられます。さらに、自治会などの地縁団体の利用促進に向けた取組みも今後期待されるところです。

この助成金は、分野を限定しない公募制補助金制度ですが、地域社会の課題に取り組む団体がネットワークを形成しながら自律的・継続的に発展し、その活動がより多くの市民の利益につながるものとなるための財政的支援であるという趣旨を改めて確認することが求められます。その上で、時代のニーズや地域の課題解決を図る事業とその他事業への助成額とのメリハリをつけるなどの制度改正を行うほか、地域自治の推進に向けた取組みとの連携をすすめ、自治会などの地縁型団体の利用促進を図ることを期待します。

また、過去に助成金制度を受けた団体が事業を継続していく場合、市からの後援名義が受けにくくなったり、施設へのチラシの配架がしづらくなるという声を聞きます。団体が引き続き活動しやすくするために、「××年度市民公益活動認証事業」のようなマークを作り、活用してもらうことを提案します。

## 2. 市民公益活動基金「とよなか夢基金」について

市民公益活動を地域社会全体で支え推進していくための仕組みとして、当委員会からの提言に基づき、平成 20 年（2008 年）に市民公益活動基金（愛称：とよなか夢基金）が創設されました。平成 26 年度（2014 年度）までの寄付状況は、個人・団体をあわせて延べ 450 件、寄付総額 1,650 万円で、寄付件数、金額ともに堅調に推移しており、ここ数年どちらも目標の数値を上回っています。

これは、市民公益活動推進助成金の交付団体に「とよなか夢基金結果レポート」や申込み用紙などを配布し、助成事業が実施される際に基金の PR を行ってもらうとともに、市民活動情報サロンのショーウィンドーを活用して事業者などからの寄付獲得に向けた取組みを展開してきた成果であると考えます。

しかし、市民公益活動を地域社会全体で支えるために設けている当基金が枯渇すると、助成金制度を維持できなくなるため、さらなる寄付を募る努力が必要です。そのためには、基金の使われ方や成果をわかりやすく伝えて認知度を高めるほか、寄付の魅力やメリットについて市民に広くアピールすることが大切です。また、企業からの寄付獲得に向けて、ネーミングライツ事業をヒントにした冠型基金方式の導入などの積極的な取組みに加え、寄付拡大に向けたアイデアの募集や寄付者への特典を検討するなど、寄付を文化として定着させていくような仕掛けを期待します。

### 3. 市民公益活動団体との協働について

#### 【提案公募型委託制度】

この制度は、市の様々な部局からの課題提示に基づいて、「協働」する市民活動団体を募集する制度ですが、行政側からの課題提示が低調な状況が続いています。

その要因としては、協働が「政策の実行（事業実施）」の段階にとどまるものが多く、「政策の形成（企画・発案）」から「政策の決定」「政策の実行」「政策の評価」までを含むという認識が行政職員にないことや、市民活動団体と行政の役割分担について、委託団体に事業を「丸投げ」されがちで、行政の役割が希薄化していることが考えられます。

提案の事業内容については、各部局が持つ課題から考えることが必要です。既に制度を活用している事業も含め、この観点から取り組み方を見直し、受託団体の固定化回避にもつなげてほしいと考えます。そして、市のあらゆる部局が協働の可能性を検討することを目的として、協働の実践事例を集めたブックレット（平成26年（2014年）発行）なども活用しながら、全部局の「協働事業調査カード」を作成することを提案します。

さらに、制度の活用促進に向け、これまで担当部局で確保していた予算枠を別に設け、「企画主導型」の仕組みをつくるなど、市の実施部局にインセンティブが働くような枠組みを検討することを提案します。

## 【協働事業市民提案制度】

この制度は、市の様々な地域課題に対して、市や市民活動団体がそれぞれ単独で事業を実施するよりも、両者が持つ専門性や情報、ネットワークなどを活かし、協力・連携することで、さらに効果が高まる事業の企画を公募し、市と団体が対等なパートナーとして事業実施につなげていく制度です。提案公募型委託制度に比べて、市民活動団体側が自由なテーマを設定して協働事業を提案できることから、近年新たな分野の提案があがってきており、内容に多様性が見られるようになってきました。

また、市では協働を進めていくための制度として、当制度以外に前述した市民公益活動推進助成金制度、提案公募型委託制度の3制度を創設していますが、これらの制度は市民活動団体が助成を受けて活動を軌道に乗せ、市の公募委託事業への応募により経験を積み、地域課題解決のための協働事業を市に提案・実施していく力を持った団体に成長していくという段階的な発展を期待したものです。最近では、初動期で助成金を受けていた団体が協働事業を提案するケースもうまれています。

しかし、提案件数自体は近年低迷しており、その要因を分析する必要があります。

まず、認知度の向上は当然ですが、当制度の仕組みが十分に理解されていないことが考えられます。そのため、協働事業市民提案には何が必要で、どのような水準が求められるのかを市民活動団体に理解してもらい取組みが必要です。「仮提案から担当課との意見交換・調整を経て本提案に至る」という過程や「成案化に向けた協議」の過程を「見える化」してはどうでしょうか。また、これまでの協働事業の成果や評価に関する情報発信の充実や、市民側においても今、何が地域課題となっているかについて考えることが求められます。先述のブックレットを活用した情報発信や政策形成に関する講座の開催、市民活動団体が提案書の作成を気軽に相談できる仕組みづくりなど、市民活動団体の事業提案力向上に向けた環境づくりも検討していただきたいです。また、市民活動団体側からみれば、この制度は企画提案から事業実施まで時間を要するため、負担が大きいと想像されます。そのため、特に規模の小さな団体への負担を軽減する制度改正が求められます。

さらに、協働を一層推進させるための大きな課題の一つとして、行政職員の協働に対する十分な認識と姿勢の変革が求められます。「参画と協働によるまちづくり」を進める市において、行政職員が協働を前提とした積極的な姿勢で意見交換や成案化の協議に臨むことは欠くことのできないものです。市職員に協働の主旨や意義を浸透させていくため、長期的ビジョンにそった職員研修やブックレットの活用などを通じて、協働に対する研鑽を積むことを提案します。

また、提案公募型委託制度・当制度のいずれにおいても、地縁型団体の活用が少ないため、地域自治の推進に向けた取組みとの連携が求められます。協働を豊中の文化として育てていく戦略を立て、制度活用に向けての課題解決に努めてください。

当委員会では、この制度についても提案公募型委託制度と同様の検証を進め、より効果的な協働推進のための制度となるように検討していきます。

## 4. 市民活動情報サロンについて

平成 13 年（2001 年）に阪急豊中駅北改札口前に設置された市民活動情報サロンは、当初市の直営で事業を実施していましたが、平成 16 年度（2004 年度）から提案公募型委託制度を活用し、市民活動団体により施設運営・管理が行われてきました。また、平成 26 年度（2014 年度）からは、豊中市民サービスコーナー廃止後のスペースを活用して、施設規模を拡大するとともに、施設内の備品を整備するなど機能を拡充しています。

近年、利用人数・利用件数とも総じて増加傾向にあり、受託団体の特性を活かしたサロン事業が展開されてきたことは、受託者の努力の成果として評価したいと思います。

一方で、市内における市民公益活動のさらなる拡がりに向け、新しい利用者層の開拓が期待されます。サロンの PR を強化するため、パンフレットなどを活用して多くの市民に周知する機会を増やすことはもちろんのこと、若い世代の人たちの市民公益活動への参加を促進すべく SNS の活用や大学の研究室などとの関係構築を通じて情報を発信していくことも有効であると考えます。また、「出張サロン」などを開催し、情報提供や交流の場をサロン以外の場所に広げていくことも提案します。

また、効果的なマネジメント講座を実施するために、市民活動団体が抱える課題や対象者のニーズを的確に把握した企画内容、参加する意義をわかりやすく伝える広報、参加しやすい日時の設定などを検討することも重要です。事業実施においては、優先順位を考え、集中と選択による事業展開が図られるように進めてください。さらに、現在の立地と環境を活かして、近隣に位置するとよなか男女共同参画推進センターすてっぷやとよなか国際交流センターと連携した取組みを実施することは、施策としての効果を高めることになると考えます。市と受託団体、近隣資源を活用した協働ならではの取組みを期待しています。

## 5. 全体をとおして

市は「市民やNPO、事業者等、多様な主体が行う市民公益活動を総合的・計画的に推進することにより、協働とパートナーシップに基づくまちづくりに寄与すること」を目的として平成16年（2004年）に、市民公益活動推進条例を施行しました。そして、この条例によって市民公益活動を活性化させる仕組みや行政と市民活動団体との協働を推進する仕組みが創設され、制度改正を繰り返すなかで、今日までに一定の成果があげられてきたと言えます。

しかし、「協働」が行政や市民活動団体に定着し、大きな実績を上げているかという点、決して十分ではありません。条例施行から10年が経過し、社会情勢や環境においても変化が見られるなか、条例の目的を実現するための今後に向けた課題として2つの視点をあげておきます。

### <地域コミュニティ団体等との協働>

市民公益活動推進条例は、「市民、NPO、事業者を協働のパートナー」と位置付けていますが、当然として地縁型団体との協働も視野に入れていきます。また、平成24年度（2012年度）から地域自治推進条例に基づき、地域の総合的な自治力の向上と活性化を求めて、地域自治組織が段階的、計画的に設立されつつあります。今後は、このような総合的なコミュニティ協議団体の自立と発展に向けても、専門性豊かなNPOのようなテーマ型団体と地域コミュニティ系の地縁型団体との連携や協働の積極的な展開が図られていくことを期待します。

### <市全体における協働の推進>

参画と協働を積極的に進めるため、研修などを活用し職員の育成を図ることについて委員会評価として述べてきましたが、研修の機会を設けるだけでは十分ではありません。職員の意識向上に頼るだけではなく、市全体における参画と協働の点検、評価する仕組みをシステム化することが求められると考えます。

そのため、市民活動団体との連携や市民に協力を求めた事業に関する全部局を対象とした悉皆調査の実施を提案します。そして各部署が参画・協働で行っている事業のデータなどを可視化し、協働の進捗状況の把握や評価分析を行うことは、市全体に協働の実践を拡げていく鍵になると考えます。

また、市民公益活動推進助成金制度、提案公募型委託制度、協働事業市民提案制度は、いずれも協働を進めていくための制度として創設されたものであり、全市的に協働を進めるための補完し合う制度です。そのため、この3制度の位置づけを明確にした上で制度改正を行っていくことが、より効果的・効率的な制度運用につながると考えます。

そして、委員会の役割としても、市民公益活動の推進機関として市全般にわたる参画と協働にかかる評価や進捗管理を行うことが求められると考えます。大局的な視点から協働について議論を深めるなかで、3制度を中心とした市民公益活動推進施策の評価を行う必要があると考えます。委員会は、市が掲げる「参画と協働に向けたまちづくり」をより一層進めるために支援していきたいと思います。